
平成28年第2回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成28年6月24日(金)

1. 議事日程第4号

平成28年6月24日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 陳情の取下げについて
 - 第 3 追加議案の上程
 - 第 4 町長の提案理由の説明
 - 第 5 追加議案の質疑
 - 第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑及び修正案の説明並びに質疑
 - 第 7 討論
 - 第 8 採決
 - 第 9 中学校統合特別委員会の廃止について
 - 第10 特別委員会の設置について
 - 第11 特別委員会の委員の選任について
 - 第12 議員派遣について
 - 第13 委員会の継続審査の付託について
 - 第14 議員発議
 - ・意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 陳情の取下げについて
- 日程第 3 追加議案の上程
- 日程第 4 町長の提案理由の説明
- 日程第 5 追加議案の質疑
- 日程第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑及び修正案の説明並びに質疑
- 日程第 7 討論

- 日程第 8 採決
- 日程第 9 中学校統合特別委員会の廃止について
- 日程第 10 特別委員会の設置について
- 日程第 11 特別委員会の委員の選任について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 委員会の継続審査の付託について
- 日程第 14 議員発議
- ・意見書（案）の提出について

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 松 下 善 法 | 2 番 | 大 野 元 秀 |
| 3 番 | 小 幡 幸 範 | 4 番 | 松 本 真由美 |
| 5 番 | 中 尾 拓 | 6 番 | 中 川 英 則 |
| 7 番 | 廣 澤 俊 幸 | 8 番 | 宿 利 忠 明 |
| 9 番 | 石 井 龍 文 | 10 番 | 河 野 博 文 |
| 11 番 | 高 田 修 治 | 12 番 | 藤 本 勝 美 |
| 13 番 | 繁 田 弘 司 | 14 番 | 秦 時 雄 |

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 帆 足 浩 一 | 議 事 係 長 | 山 本 恵 一 郎 |
|---------|---------|---------|-----------|

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 町 長 | 朝 倉 浩 平 | 副 町 長 | 小 幡 岳 久 |
| 教 育 長 | 秋 吉 徹 成 | 総 務 課 長 | 麻 生 太 一 |
| 総 務 課 長 | 穴 本 芳 雄 | ま ち づ くり 推 進 課 長 | 村 木 賢 二 |
| 法 制 室 長 | | 環 境 防 災 課 長 兼 基 地 対 策 室 長 | 藤 林 民 也 |
| 総 合 戦 略 室 長 | 衛 藤 正 | 福 祉 保 健 課 長 | 江 藤 幸 徳 |
| 税 務 課 長 | 石 井 信 彦 | 建 設 水 道 課 長 | 梅 木 良 政 |
| 住 民 課 長 | 衛 藤 善 生 | 商 工 観 光 振 興 課 長 | 中 島 圭 史 |
| 農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 湯 浅 詩 朗 | | |

| | | | |
|---------------------------|---------|------------------|---------|
| 会計管理者兼 会計課長 | 本 松 豊 美 | 人権同和啓発 センター所長 | 山 本 五十六 |
| 教育総務課長兼 新中学校開校 推進室長 | 長 尾 孝 宏 | 学校教育課長 | 佐 藤 貴 司 |
| 社会教育課長兼 中央公民館長 | 瀧 石 裕 一 | 監 査 委 員 | 河 野 好 美 |
| 総 務 課 行 政 係 長 | 和 田 育 男 | | |

上 程 議 案

- 議案第78号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約について

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力願います。

報道関係者取材のため、TOSテレビ大分の映像、写真撮影などについての申し出がありましたので、これを許可しています。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

執行部につきましては、渡辺わらべの館館長、病氣療養のため欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、朝倉町長より発言の申し出がありましたので、これを許可しています。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 去る20日の一般質問における中川議員の御質問に対する私の答弁の中で、「理事会を含め合意のもとで」と一部誤解を生じる発言をいたしました。議長のお許しを得まして、改めて経過を説明させていただきます。

一般社団法人くすみちへ、玖珠町の代表的な場所である豊後森機関庫とガラス越しに見える切株山を描写した絵画の売却の経過につきましては、本年3月、支配人と前支配人、現総務課長同席のもとで、絵画については一般社団法人くすみちの備品として、玖珠町の宣伝にもなるし、購入は可能であるとの判断を受け、売却を決定したものでございます。

なお、一般社団法人くすみちといたしましては、一般社団法人くすみちの事務決裁規則の別表に100万円未満の契約や物件の取得は支配人の専決事項とすると定められている規定に基づいて対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 6番中川であります。

20日の一般質問の根幹をなす内容の修正であります。

次の議会の中で、再度町長のほうに地位利用について質問をさせていただきたいと思っております。

日程第1 日程変更について

○議長（秦 時雄君） 日程第1、日程変更について議題とします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） 皆さん、おはようございます。

町長より追加議案並びに陳情者より陳情の取り下げの申し出がありましたので、本日、午前9時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議の結果について報告いたします。

追加上程されます案件は、議案第78号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第79号、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。その結果、追加議案第78号及び議案第79号並びに今定例会に産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けておりました陳情第5号の取り下げについては、性格上または喫緊を要する案件ではありません。

本日、お手元にお配りしてあります日程表のとおり日程を追加し、上程、議案質疑、討論、採決、お願いしたいと思います。

どうか趣旨を御理解いただき、慎重なる御審議をお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果についての報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） ただいま議会運営委員会委員長より、委員会協議の結果について報告がありました。お手元にお配りしてあります日程表のとおり変更することに異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については変更することになりました。

日程第2 陳情の取下げについて

○議長（秦 時雄君） 日程第2、陳情の取下げについて議題とします。

陳情第5号、JA玖珠九重直販集出荷場の建設の件に関する陳情書について、本定例会において産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託をしていましたが、平成28年6月9日付で陳情の取り下げが別紙のとおり提出されています。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第5号の取り下げの件について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号の取り下げの件については、これを許可することに決しました。

日程第3 追加議案の上程

○議長（秦 時雄君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第78号、議案第79号の2議案については、本日の日程の中で上程及び質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第78号、議案第79号までの2議案は上程することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

帆足事務局長。

○議会事務局長（帆足浩一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第78号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第79号、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約について。

以上の2議案であります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議 長（秦 時雄君） 日程第4、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 本日、平成28年第2回玖珠町議会定例会に追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、上程のための御配慮をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日提案申し上げます追加議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第78号は、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

追加議案集の1ページをお開きください。

本議案は、組織の管理責任を明らかにするため、町長、副町長に対して減給処分を行う条例改正案を提出するものでございます。

なお、減給処分の内容につきましては、期間は平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間で、町長は給料月額100分の10を乗じて得た額、副町長は給料月額100分の8を乗じて得た額をそれぞれ減額するものです。

なお、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集（追加）の1ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますのでごらんください。

次に、議案第79号は、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約についてでございます。

議案集の2ページをお開きください。

本議案は、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約を、大分県宇佐市大字長洲554番地の5、森田建設株式会社、代表取締役森田 修氏と締結するため、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例（昭和39年玖珠町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約金額は1億3,943万5,560円（消費税を含む）でございます。

なお、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集（追加）2ページから3ページに、施設の平面図及び完成予想図等を掲載しておりますのでごらんください。

今議会に追加提案いたします条例の一部改正案件1件、請負契約締結案件1件の2議案でございます。

以上で、平成28年第2回玖珠町議会定例会に追加上程させていただく議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 追加議案の質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第5、追加議案の質疑を行います。

最初に、議案第78号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

この件については、直接の管理職の何か対策というか、始末書とか、そういうものはないのかどうかお伺いをいたします。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

担当の課長を含め関係者には処分を、今回議会終了後出すように予定しております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 同じ件ですけれども、やっぱり私は、いつのほうでもかんでも町長、副町長、特別職の道義的責任、社会的責任ということで減俸するということだけじゃなくて、やはり組織を強化するという意味では、管理職の服務規程をより厳しくやるべきだという認識をいつも持っているんで、ぜひその辺も御検討いただきたいということをお願いしておきます。これは回答は要りません。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終了します。

次に、議案第79号、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の請負契約について、質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございます。

ちょっとお伺いしたいんですが、契約金額はこの金額でわかるんですけども、予定価格、設計価格につきまして、お答えいただけたらお知らせを願いたいと思っております。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） お答えいたします。

設計価格、予定価格、同額でございます、税抜きで1億4,345万3,000円でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終了します。

日程第6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑及び修正案の説明並びに 質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第6、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑及び修正案の説明並びに質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） 総務文教民生常任委員会報告。

平成28年第2回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、請願1件を6月13日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、玖珠町道の駅慈恩の滝くす及び森まちなみ情報発信施設の現地調査を行い、事業の概要等について説明を受けました。

調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第74号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、年々増加する保険給付費と被保険者の減少による保険税収入の低下により生じる財源不足に対応し、また、平成30年度の国民健康保険事業の広域化に向けて税率の改正を行い、国民健康保険財政の健全化を図るため提出するものと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）広域化になった場合、県下統一なのか。

（答）市町村ごとに標準税率と納付金の額を県が示し公表します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第76号 平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,352万円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、農村地域防災減災事業（農道点検委託料）の追加、予備費の追加、その他、行政運営における緊急性の高い必要経費について追加計上したものと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）清水瀑園の木橋について、今回は大水が出ても流れないようなものをつくるのか。

（答）文化財の名勝指定地域であり、県の指示により、今までどおり木橋でないと許可が出ないということから従前と同じ木橋としています。

（問）歳出7款1項3目13節委託料について説明をお願いします。

（答）物件費委託料につきましては、森まちなみ情報発信施設の7月からの試行的オープンに必要な経費で、委託料（普通建設事業費）につきましては、情報発信施設の施工未実施分の設計委託料を上げています。

(問) 同じく委託料(物件費)に計上している46万3,000円の根拠は。

(答) 7月、8月、9月の土曜・日曜日及び5の市の間、試行的オープンに当たっての賃金に見合う金額を計上しました。

(問) 農地費の中で農道点検委託料はどのようなところの点検か、町道の点検は行わなくてよいのか、災害復旧工事は町で行うのか。

(答) 15メートル以上の橋梁3カ所、トンネル1カ所の点検実施です。町道については、県からの対応は来ていません。工事は現段階でははっきりしていません。先に調査を実施するものです。

なお、審査の中で次のような意見が出されました。

議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算、7款1項3目15節工事請負費の森まちなみ情報発信施設の工事費354万1,000円が計上されているが、今回計上されている内容については設計の段階でわかっていたはずである。運営方法も明確にされておらず、無計画に建物を優先に進めても文化財を活用した住みやすいまちづくりにつながるのか疑問である。これまでに8,541万円の事業費を投与しており、今回の補正金額354万1,000円については、7月、8月、9月の試行する中で精査することが妥当ではないか。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

3 議案第77号 平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,008万3,000円とするものであります。

今回の補正の内容は、平成30年度からの国保運営の広域化に伴う事務処理の準備のための補正で、具体的には国保事業費納付金等算定標準システム対応のための委託料154万80円を計上しており、財源は100%の国庫補助事業でありますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長(秦 時雄君) 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 繁田弘司君。

○13番(繁田弘司君) 委員長にお尋ねいたします。

このあと、他の議員から総務委員会の議案第76号に対する修正案が提出される運びになっております。委員会の中で、賛成多数で可決されたというふうにお聞きしましたが、まず少数意見の留保がな

されたか、それからその話の中で、減額修正というような話も行われたかどうか、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 石井委員長。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） お答えします。

最初の部分で、少数意見の留保の提案もありましたが、委員長報告の中で報告するという事で意見を出された部分を先ほど読み上げました。

それから、修正動議についてですが、そういう委員からの意見もありましたが、修正動議には至らずに委員長報告の中で報告するという事だけで終わりました。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

5 番中尾 拓君。

○5 番（中尾 拓君） 5 番中尾でございます。

委員長の報告の中で運営方法を明確にされておらず、住みやすいまちづくりにつながるのか疑問であるという報告がございましたが、委員会の中でこのことについては十分理解をいたしましたか、今後の方針を執行部のほうから示していただけたのですか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 石井委員長。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） 執行部のほうから運営方法については具体的な説明はありませんでしたが、7月、8月、9月に試行的オープンをするという説明でありました。

○議長（秦 時雄君） 質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

総務文教民生常任委員会に付託していました議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議があらかじめお手元に配付しておりますように、3番小幡幸範議員、4番松本真由美議員の連名で提出をされております。この動議は、地方自治法第115条の3の規定により成立しております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出議員小幡幸範君より提出理由の説明を求めます。

3 番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を提出いたします。

本案は、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）の歳出7款1項3目観光費における森まちなみ情報発信施設の工事費を減額し予算の一部を修正するものです。

修正内容は、補正予算書1ページの第1条中、6,352万円を6,006万3,000円に改め、同条の85億2,352万円を85億2,006万3,000円に改めるものです。

また、補正予算書4ページの第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように修正します。

歳入19款 1項繰入金の補正額を5,099万8,000円から4,754万1,000円に改め、合計金額を6億6,785万5,000円から6億6,439万8,000円に改め、歳入合計を85億2,352万円から85億2,006万3,000円に改めるものです。また、歳出7款 1項商工費の補正額を655万5,000円から309万8,000円に改め、合計金額を2億3,747万3,000円から2億3,401万6,000円に改め、歳出合計を85億2,352万円から85億2,006万3,000円に改めるものです。

次に、修正理由の説明をいたします。

森まちなみ情報発信施設の工事費として354万1,000円が補正予算に計上されていますが、既に追加でトイレの改修や炊事場への入り口を広くしてほしい等の声が上がってきており、今後も追加の予算要求が考えられます。補正予算の回数は、法令上特に制限等はありませんが、みだりに補正を重ねると当初予算の意義がなくなってしまう、財政運営の一貫性が失われることになるので必要最小限にとどめるべきであります。

再度、関係団体と協議をしていただき、必要、不必要を精査した上で次回の議会に上程してほしいと考えます。よって、本議会では最低限オープンに必要な電話回線の工事費8万4,000円のみを補正予算として認め、残りの追加工事分及び7月以降のプレオープン以降に発生するであろう改修分は、次の議会で補正予算として一括して審議することが望ましいため、電話線工事を除く345万7,000円の減額補正とすることを提案いたします。

また、本事業の財源はふるさと納税による寄附金との説明を執行部から受けましたが、ふるさと納税の使い道は、玖珠町のホームページにも掲載しているとおり、人材の育成・確保、環境景観の保全、文化の継承、小規模集落等に対する支援のいずれかの活用方法から町長が決定すると記載されています。

電話線の工事は、小規模集落への支援に該当すると考えられますが、そのほかの補正分は使い道の中で明確に定義をされていません。なお、環境景観の保全というのは自然環境、自然景観の保全のことを指しています。総務省にも確認はしましたが、寄附金の使い道は特に法的な制限がないということでしたので自由に使えるという説明でしたが、納税をされた方の中には、使い道を選んで寄附をしてくれた方もいます。そういった方々の厚意を無駄にしないよう、掲載している使い道の範囲で活用を検討すべきと考えます。

以上で修正動議の説明を終わります。

○議長（秦 時雄君） 修正（案）に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番宿利忠明君。

○8番（宿利忠明君） 8番宿利忠明です。小幡議員にお尋ねをいたします。

森まちなみ情報発信施設の追加補正に対しては減額というような修正案でございますけれども、私たちは、一応、森町の情報施設を、先ほど委員長報告にもありましたように、実際に現場を見させていただきまして、聞くところによると、商工観光、まちづくり課も同じく行かれたということであり

ますが、その中で、今回の補正の中では壁の崩れたところ、それからプロパンガス等の目隠し、それから室内の電器の照明、それから今言った電話回線、そうした意味で、少数意見でも出ましたけれども、結果的には、私たちとしてはいろんな意見が出ましたけれども、せっかく観光客を迎える施設には、やはり余りに目に見えて見苦しい点はやはり今回は直して、やっぱり気持ちよく迎えようということで賛成多数でありましたけれども、文教では可決すべきが妥当であるという結論が出たわけですが、その中でこうした修正案を出されるということは、私たちの常任委員会としてのまだ審議が足りなかったということでしょうか。

○議 長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3番小幡です。今の宿利議員の質疑に対してお答えいたします。

私自身も、建物を実際に現地を何度も視察にも行きました。その中で、建物自体はすぐにでもオープンはできるという認識でいます。なので、建物のオープンには私も賛成です。ただ、古民家の再生事業であるということを考えると、建物に対する多少の汚れや傷みというのが、逆にそのままにしたほうが味わいが出てくるんじゃないかと、また観光PR用のポスター等で壁の汚れを隠す等も可能なので、数カ月間の暫定対応として検討して今回提案をいたしました。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） 8番宿利忠明君。

○8 番（宿利忠明君） 7、8、9月の仮オープン後の経過を見ながらということでありますけれども、その仮オープンの中で、観光客から指摘をされたら補修をするという考えのもとでしておるのか、それとまた電話回線だけ認めるということでございますけれども、一応これにつきましては、ふるさと納税をしていただいた分、応援基金を活用する事業として、町長はこのふるさと原風景の維持、環境、景観の保全、文化の継承を目的とした意味で、この応援基金を使わせていただく、これをした後には、完成写真や本町通りの風景、写真をホームページ等に掲載をしてふるさと納税に協力していただいた皆様へ御報告したいと、このように提案理由で述べておりますが、その点についてはどのように考えておりますか。

○議 長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

質疑でありますので、予算の部分についての質疑を行っていただきたいと思います。考え方はなくて。討論の場で。

〔「いや違う」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 先ほどの宿利忠明議員についての質疑に対して、小幡幸範君に認めますんで。

○3 番（小幡幸範君） 3番小幡です。

電話回線をなぜ引くかというところですが、そもそも建物の名前に情報発信施設と銘を打っている以上、電話回線は最低限必要と考えています。

不足している点も現段階でもあると思うんですが、少なくとも条例で認めた観光情報発信施設と集会場としての機能というのは現段階でも有していると考えていますので、オープンしてから追加分を

精査していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 第76号議案の減額修正についてはよくわかりました。

私、長いこと議員やっていますが、議員から予算の減額修正というのは初めての経験であります。けさ、この修正案をいただきました。そもそも補正予算に対する基本的な考え方ですが、予算を修正するということは予算を認めないことでもありますから、ある意味、町長の政策に対するこれは不信任につながる事なんです。そこら辺について、町長の不信任の後、例えば、今回全員からこれが否決された場合に再議にかけられます。再議にかけられた後の議会として、小幡議員さん個人的にはどういうふうにもまず考えているかと、次は、私たちは選挙しなければならないわけですから、そういうふうな分についても、予算の修正、予算の減額ということは極めて大きな意味合いを持っていることについてどう考えているかということをもまず1点。

それから、今回調査をいろいろしていますけれども、本来、まだ決まった予算で竣工してしかるべきにもかかわらず、オープン前に補正が提出された。調査の過程で、例えば当初からの設計に問題があったのか、施工業者に問題があったのか、役場の担当者に問題があったのか、そういうふうな部分について踏み込んだ調査を行ったかどうかをまず2点。

それから3点目、補正に対しては、議員、ここにいろんな考え方を持っていると思います。これから先も、いろんな事業に対して補正がとられてくるというふうに思います。例えば、個人が家を建てたとしましょう。完成いたしました。しかし、よく見ればここやあそこに不満や思い違いが出てきます。組まれた予算で思いどおりのものが完成すればベターですが、そう思いどおりにはいきません。完成前に違いに気づけば、当然補正をせざるを得ません。私は、よりよいものをつくるためには、例えば完成後でも気づけば補正して当然だというふうな受けとめをしています。さらに、今回の補正で納得がいかなければ、再度補正をしてもいいというふうな考え方を持っております。

今後の事業の補正に対する小幡議員さんのお考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、次は執行部に質問であります。

先ほど言いましたように、決められた予算でベターなものをつくるというのは当たり前のことです。にもかかわらず、今回、オープン前に補正を組まなければならなかったには理由があったと思います。その理由については、地域住民からの要望があったということもお聞きしていますが、今回の補正についての考え方をお尋ねします。

まず、小幡議員さんの質問、そしてその後執行部に対する答弁。

○議長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。ただいまの繁田議員の質疑に対してお答えいたします。

まず1点目、不信任議決についてですが、これは議会が当初予算を否決した場合であつたり、執行

部の議案を全て毎回毎回否決をした場合に関して、議会の権限として不信任議決が成立します。なので、補正予算に関して、一議員が修正議案を出すことについては不信任には至らないと考えております。また、修正案がもし可決した場合、内容に異議があれば再議に付すこともできますので、そのあたりは再議の中で再度審議をしていきたいと考えております。

2点目は、今回執行未実施の補正予算として計上されているわけですがけれども、平成27年度というのが事業が繰り越しを行ってトータル4年間は事業をかけているわけにもかかわらず、まだスタートに至っていないという点を考えると、やはりちょっと目的であったり、計画を当初審議が薄かったんじゃないかと考えています。

3つ目の質疑についてですが、建物のオープンについては、私も先ほどお答えさせていただいたんですが、オープンには賛成です。なので、委託費についての減額等は当然やっていません。改修分についてはまだ地元と協議が必要だと私は今の現段階で考えますので、今回の補正を認めてもまたすぐ9月の議会で補正をくださいという話になるのであれば、今回でなく、7・8・9月のプレオープンの中で、必要、不必要、必ず出てきますので、それを踏まえて9月の議会で再度審議をしたいと考えて今回修正議案を出させていただきました。

以上です。

○議長（秦 時雄君） それでは、4番目の質疑、執行部に対して、その補正の理由について。

よろしいでしょうか。

中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 今回の補正を上げさせていただいた理由についてですが、試行的に7月、8月、9月オープンをするわけなんですけど、ただそれに対して壁の崩れているところとか、プロパンガスの……

〔「議長、大きい声で」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） マイクをもうちょっと近づけて、皆さんに声が通るようにお願いします。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 今回の仮オープンの間につきましても、今、前年度でまだ完成していない部分、白壁の崩れているところとか、プロパンガスがむき出しになっている、それから室外機がむき出しになっている、それから照明が暗いなどのところについて、やはり改修をしないと、せっかくよそから見えられたお客さんに対して、玖珠町のイメージダウンになるんじゃないかということで、最小限その部分だけはしたいということで、今回補正を計上させていただきました。

〔「何をオープンするのかというのを聞きたい、何をオープンするかって」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） そういう補正をいう。

〔「オープンというんで、何をといったんではないのですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 補正の理由についてです。

〔「質問の中身、何をオープンという、オープンはわかるけれども、何をというんが、あったんではないんですか」と呼ぶ者あり〕

〔「補正の理由」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 理由ですね。

〔「何をオープンするのかという、オープン、オープンって何をオープンするかわからんのに、何をもって言っているんだか」と呼ぶ者あり〕

〔「私が、質疑しているときに、それが終わった後、手を挙げてね」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 中川議員、後から手を挙げて質疑をしてください。

それでは、ほかにごいませんか。

13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 補正に関する認める、認めないは、これは議員個々人の見解の相違もあるでしょう。

ただ、先ほど言いましたように、私は町長が提案した予算を修正するという事は、これは否決に当たるといふことですから、町長に対する不信任だといふふうには受けとめるのは当たり前だと思います。それを、不信任には当たらないという考え方はおかしいのではないか、どう思いますか。

○議 長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

予算の減額修正というのは、議員必携にも書いてあるとおり、議員に与えられた権限になっています。これを出すと町長の不信任に当たるといふのであると、そうすると何のために議員に権限を与えているのかが、ちょっと私にはわからなくなってしまいますので、ちょっとこれ以上は個人的な考えになってしまうので、この場では答弁を控えさせていただきます。

○議 長（秦 時雄君） 同じく3回目、13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） それは、出した側と出された側の見解の相違が大きく違うんです。このくらいやったら町長の不信任には当たらないだろうと。しかし、基本的には、議員必携を見てもらえばわかるように、予算を減額するという事は予算を認めないことですから、それは町長側から見れば明かに町長に対する不信任だと受けとめて、本来ならこの第76号議案が否決されれば、町長は当然再議に付してきますよね。それはわかっているでしょう。

〔「ええ」と呼ぶ者あり〕

○13番（繁田弘司君） だから、町長の不信任に当たるか当たらないかということは、私たちから見たら極めて大事なこの予算を認めるか認めないかにかかっているわけです。他の部分の不信任をしたところでも、それは町長の不信任に当たらないという項目はたくさんあります。でも、予算を認めるか認めないかということは、たとえこれは補正であろうと、その修正であろうと、町長に対する不信任という受けとめ方には、執行側から見れば変わらないというふうには思うんです。

私思うに、先ほども言いましたように、お互いによりよいものをつくろうという気持ちで一緒にやっているわけです。そのためには、さっき担当課長が言ったように、後で気づいたこともたくさん出てきたと、それならそこでよりよいものを目指すためには、やはりお互いが力を合わせて補正予算

を認めたりとかいうふうなことが、この議会の中で、私必要だというふうに思うんです。さっき、個人的な見解を述べましたけれども、補正が1回でだめなら2回し、3回するのは当たり前だというふうに思いますが、小幡議員さんは、補正はもう1回で済ますべきだというふうに考えているわけですね。そのことについて再度もう1回お尋ねします。

○議長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 補正予算の位置づけというのが、やはり何度も何度もというのは正しい流れではないと私は考えています。だからといって1回でいいかといえば、そうでもないと思います。

ちょっと、これ個人的な発言になるので、ちょっと余り発言はできないんですけども、答弁も、修正議案の説明の中にも報告させていただいたんですけども、法令上、特に制限はないんです、補正予算というのが。ただ、みだりに補正を重ねると、当初予算の意義がなくなってしまうと、何のために3月の議会で補正予算を長時間審議にかけたのが全く意味をなさなくなってしまうという財政運営の一貫性を考えて、私は今回修正動議を出させていただきました。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

今、私が繁田議員と小幡議員のやりとりを聞いておりますけれども、繁田議員の発言というのは、今質疑をやっているんで、討論に近いことを小幡議員に言っているんじゃないかなと思いますので、その辺のところは討論で、もう一度はっきり話をすべきじゃないかなと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 4回目になりますけれども。

〔「特別4回目の許可をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） ちょっと待ってください。

ほかに質疑の方、手を挙げていましたね。

8番宿利忠明君。

○8番（宿利忠明君） 私のほうは3回目であると思いますけれども。

よく考えたら、私、最初聞いた答弁がなされていないんです。私は、常任委員会の質疑が不十分だったとお思いなのかと。もうひとつは、この補正が6月に出れば認めるということでしょうか。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

〔「6月じゃない、9月。失礼いたしました」と呼ぶ者あり〕

○8番（宿利忠明君） 次の9月議会に、この動議の補正が出れば、6月ではだめだけれども、9月ならいいということでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 常任委員会の審議についてですが、私は十分審議されたと考えています。

その理由は、きちっと少数意見の留保にはならなかったですけれども、委員長報告の中でもその経過がきちっと報告をされました。

もう1点、9月の議会の中で否決をするのかという件ですけれども、これは9月の中で出された内容を審議して、議会として、議員個人ではなく、議会として判断をしていきたいと考えています。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） それでは、繁田議員は4回目の質疑となりますけれども、重要であれば認めます。

○13番（繁田弘司君） 今、私の質疑に対して討論ではないかというふうなことが大野議員さんから申されました。

この質疑というのは、執行部の疑義をただしたり、提案者の疑義をただすということで、場合によっては、なかなかさっき言いましたように自己の見解を述べなければ通じないような部分があります。そのときは、この議員必携の質疑という項目にありますが、自己の意見を討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であっても、質疑の中で述べても構わないということがありますので、例えば、さっき言いましたように、最終的に小幡議員に疑義をただす場合に、その前段に個人的な見解を述べることは決して間違いではないというふうに思いますが、そういうふうな部分にしては、小幡議員はどのようふうに理解していますか。

○議長（秦 時雄君） 答弁は。

○13番（繁田弘司君） 私の質問が、質疑じゃなかったかどうかということです。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

ただいまの繁田議員の質疑についてですが、ちょっと個人の意見を述べる場でもないので、この場では答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（秦 時雄君） 質疑はありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 今後の討論に参加したいために、執行部に1点だけお聞きしておきたいと思っています。

現地を見たときに2階に上がる階段が閉められておりました。階段はついております。今回の補正予算で、あれはあけて、2階が使えるようになるのかどうか、その点だけお答えいただきたい。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） 現在というか、建築確認申請では2階は使えないというふうに言われておりますので、今後使い方等を再度ちょっと検討して、何とか使えるようにはしたいというふうには考えておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（秦 時雄君） 質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第76号に対する修正（案）の質疑を終了します。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） 産業建設まちづくり常任委員会報告いたします。

平成28年第2回玖珠町議会定例会において、審査の付託を受けました議案1件について、6月14日執行部出席のもと、全委員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くす及び森まちなみ情報発信施設の現地調査を行い、事業の概要等について説明を受けました。

調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

議案第75号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの管理を行わせる指定管理者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき一般社団法人くすみちに指定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）指定管理者の公募を行ったのか。

（答）公募は行っておりません。道の駅童話の里くすと同じ運営方法で、2号店という考えで運営をする考えです。

（問）公募は行わなかったということですが、公募を行わなかった最大のメリットは何ですか。

（答）くすみちは、一般社団法人でありますので、利益の追求のみではなく、役員への配当もなく、雇用の場の確保や出荷者を中心に運営したいとの思いで指定を考えました。

（問）くすみち2号店との位置づけですので、赤字が生じた場合はくすみちが対応するのですか。

（答）くすみちの2号店でありますので、くすみちの責任になります。

〔「委員長、すみません、途中ですみませんけれども、問いと答えを」と呼ぶ者あり〕

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） わかりました。すみません。

（問）指定期間が短いのはどうしてか。

（答）くすみちの2号店との位置づけですので、道の駅童話の里くすの指定期間に合わせました。

（問）今回は、くすみちを指定管理にする議案であります。公費も多く出していますが、今後直営などで管理する考えはありませんか。

（答）現在のところありません。

（問）町報でくすみちが指定管理者との掲載があったが、議会も承認していないのに問題はないのか。

（答）町民からの問い合わせなども多く、予定ということで掲載させていただきました。当然議会

の承認が必要であります。よろしく申し上げます。

(問) 出荷できる地域は、山浦、北山田地区となっているが、他の地域(森・玖珠・八幡など)は出荷できないのか。公共施設であるのに町民全体が出荷できないのはどうしてか。

(答) 出荷組合全体で協議を行いまして、販売のスペースも狭く、今回は山浦、北山田地区の人に出荷していただくことに協議で決まりました。今後、農産物に不足が生じた場合は、出荷組合と協議を行いたいと思います。

(問) 情報発信施設となっているが、どのように取り組むか方針が見えないがどうするのか。町主体で取り組むべきではないか。

(答) 道の駅童話の里くすと同じように、観光案内などについて、町と連携して情報を発信する予定です。

(問) 地域おこし協力隊の件費はどこが支払っているのか。道の駅ではどのような仕事をしているのか。

(答) 特別交付税の算定基礎となる経費であります。町が支払っています。現在地域おこし協力隊は野菜などを栽培しており、農家での研修などに取り組んでおります。道の駅では、出荷をしたり直販の手伝いも行っております。

(問) 一般社団法人くすみちに委託するわけですが、理事長を町長が兼務しているが、法的には問題ないというが、検討の必要があると思います。理事会のメンバーにも町民が少ないのではないかと。検討の必要があります。

(答) 本会議の中でも質問がありましたので検討いたします。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案1件について、審査の結果を報告いたします。終わります。

誤字の訂正をお願いいたします。

表、1枚目の議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について、本案は、玖珠町道の駅慈恩の滝くす管理を行わせる指定管理者を、地方自治法、ここが「地方自治法第244条の2」に訂正をお願いいたします。「244条第2」を「244条の2」に訂正をお願いします。

○議長(秦 時雄君) 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番(廣澤俊幸君) 7番廣澤です。

議案第75号ですけれども、賛成多数ということになっておりますが、賛成というか、反対をした人の意見はどういう内容が出たのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長(秦 時雄君) 藤本委員長。

○産業建設まちづくり常任委員長(藤本勝美君) 先ほどの問いにもありましたように、指定管理の問

題でございます。

町長が指定管理を受けるのはどうかということでございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第7 討論

○議長（秦 時雄君） 日程第7、これより討論を行います。

議案第74号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第75号、慈恩の滝。

ありますか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 議席番号2番大野です。

議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加します。

指定管理者制度は、市町村の財政難の改善と経営効率化のため公の施設の維持管理について、官から民へ一連の改革の一環として民間活力の導入を促進する目的で、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度です。

親方日の丸から、民間の柔軟な発想と手法、創意工夫、効率的な運用、コスト削減等々で、住民サービスを向上させることが大きな目的にあり、この目的を達成するために市町村が指定管理者を指定することになったわけです。

指定と運用について、細かな法律の規定もあり、国の指導がなされております平成22年12月28日の総務省の通達によれば、指定管理者の指定に当たっては公平を期すため、幅広く複数の申請者から事業計画を提出させることが望ましいとの指導があります。また、管理運営に当たって、指定管理者は業務の実施状況、利用状況、収入、経費の収支状況などの事業報告を町長に提出しなければならない、

その上、町長は管理監督者であり、万一の場合は指定管理者に対し、指定の取り消し権限も与えられており、町長は指定管理者を厳しくチェックする立場です。

しかし、議案第75号では、指定管理する町長は、管理されるのも町長、自分が自分を管理監督するなど、法律や条例の趣旨ではないと思います。さらに、理事会に商工会や商工会代表が含まれるとはいえ、理事の大半が役場職員であることも適切でないと思います。職員は、町長に批判できない。先日の一般質問における中川議員の指摘が新聞で報じられ、町民は信じられないと言っております。行政のトップと施設のトップが同じ町長では、やはり起こり得る問題であると思います。

以上、議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定については、法令の趣旨に反することから反対します。反対の討論を終わります。

○議 長（秦 時雄君） それでは、賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第76号の討論を行います。

発言の順番に注意してください。

平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）に対する。よろしいでしょうか。

原案に賛成の意見の発言はありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 私は、原案に対する賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど来、特に19款繰入金、1項1目ふるさと応援基金354万1,000円、それから歳出の部の7款商工費、1項3目15節工事請負費の件であります。

特に、森まちなみ情報発信施設の354万1,000円について、賛成の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

先ほど来、修正動議が初めて出されまして、若干議員として勉強不足の面がありまして申しわけなかったなと思っているところがあります。ですが、先日来、我々はこの補正が出た段階で現場を見させていただきました。皆さん、頭の中には入っておると思います。その際に、久しぶりに、平成14年だったと思います、一番最初の計画書をたまたま手にとって見てみました。そのあと、15年から始まった森地区街なみ環境整備事業であります。その中で、旧荒木邸がこの地区のシンボル施設としての整備を行う計画が載っております。その機能を見ますと、役割は、まず公民館的機能、それから情報発信機能、あわせボランティアガイドの拠点として検討、地区内外の交流の場、休憩所としても機能、提言役の活用とあります。この計画書を見せていただいて、平成24年からこの計画の整備が進んだわけではありますが、確かに最終目標が見えません。どこに落ちつくのかどうかというふうにも感じております。そういう意味で、7・8・9月に試行するということと、皆さん方が心配して少数意見も出ておりましたけれども、もうこれ、一日も早く、私はこの予算を認めて、確かに裏から見てください、外観の悪さは、確かに開館していいのかなという気持ちがありましたけれども、この予算を認めて、早急にひとつ7、8、9、この3カ月で9月補正にしっかりと、あともしよれば、してい

ただきたいと思うのと、先ほど申しましたが、最終的な方向と、地元の方々の意見、これがいつもいまいち十分でないことが多いです。そういう意味で、特に執行部におかれましては、その点を特に気をつけていただいて、この予算をつけて、せめて外観をきちとした上で、開館に向けてほしいということをお願いして意見を終わります。

○議長（秦 時雄君） 次に、原案及び修正案に対する反対意見の発言はありませんか。

〔「反対のほうが先」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 交互にやりますので。

原案及び修正案に対する反対意見の発言はありませんか。

〔「ちょっとおかしいんじゃないか、言い方が」と呼ぶ者あり〕

〔「修正案が原案になったんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

〔「今、聞いているのは」と呼ぶ者あり〕

〔「原案どおりの賛成か反対かを今話す」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 補足します。この原案及び修正案に対する反対意見の発言はありませんかという事は、予算そのものを認めないという反対意見ということでございます。予算そのものです。難しいです。原案の予算とこの修正案そのものを認めない、すなわち予算そのものを認めないという反対意見の発言であります。

〔「認めないのは反対意見」と呼ぶ者あり〕

〔「原案を認めるんか認めんかを先にやらないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） これは切り分けてやりますので。

ありませんね。

〔「一緒に言うから悪い」と呼ぶ者あり〕

〔「議長に任じたほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） それでは、原案に賛成意見の発言はありませんか。

〔「今、言ったやん」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 今は、予算そのものを認めないという反対の意見を先ほど言いました。そして、今度は原案に賛成意見の発言を求めます。かわりばんこに、賛成、反対意見をやります。わかりましたでしょうか。

それでは、8番宿利忠明君。

○8番（宿利忠明君） 8番宿利忠明です。

私は、原案に賛成の立場から討論に参加をさせていただきたいと思っております。

先ほど動議が出ましたけれども、まちなみ情報施設の改修の面であります、今回の恐らく賛成、反対の争点というのは。ほかについてはなかったと思っておりますので、この点についての賛成か反対かというような討論になろうかと思っておりますけれども。

先ほど、私言いましたように、私ども総務文教民生委員会での少数意見という形で、未実施箇所に

については設計の段階でわかっていたはずであり、電話回線工事については必要であると思われるが、庭園部、外壁の補修、外部空調機械等の目隠し、建屋押入れ等の内壁の張りかえ、照明器具の追加については、今回は手直しをしなくても試行的オープンが可能ではないかというような少数意見が出されました。その点、私ども慎重に審議をしたわけでありましてけれども、その中では執行部より7月、8月、9月の5の市、7月は5の市には間に合わないというようなことをございましたけれども、7、8、9の土・日曜日と、5の市に試行的にオープンして結果を見たいというような答弁でございました。そして、その中で施設を見学に行ったときに、やっぱり地元の人たちも、それに合わせて店を改修した人もあるわけでありまして、一日も早いオープンを待っているというような感じをしております。

そういう意味から、今回、やっぱりオープンする以上、こうした気にかかるものはしっかりと補修をして、気持ちよく迎える必要があるかと思って、そういう意味からでも、原案どおりに賛成するものであります。

○議 長（秦 時雄君） 続きまして、修正案に対する賛成意見の発言はありませんか。修正案に賛成する意見の発言。ありませんか、よろしいですか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） これで、議案第……

ちょっと待ってください。

〔「賛成意見」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） それを認めます。

今度は、原案に賛成意見の発言はありませんか。賛成意見。

7番廣澤俊幸君。

ちょっと待ってください。

〔「修正動議に反対の立場からの討論というところはもうないんですか。また、別に」と呼ぶ者あり〕

〔「それ今から」と呼ぶ者あり〕

〔「いや、原案及び修正案に対する反対意見の中で言ってもらうほうがいいね」と呼ぶ者あり〕

○7 番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

私は、まちなみ情報発信施設そのものには疑問も持っていますが、この期に及んで施設の補修・補填工事は必要と判断をし、総務常任委員会で賛成しました。そのポイントを述べ、修正動議に対する反対意見とさせていただきます。

私が判断基準としたのは、観光施設のあり方と、すなわちお客様第一の考え方です。言うまでもなく、観光施設というのはお客様が来て何ぼのものです。そのためには、お客様に感動を与え、満足していただくハード面、ソフト面の充実が必須条件であります。お客様の感性をくすぐり、満足度を高める施設でなければ、来て、見て、よかったと感動を与えることはできず、玖珠町のイメージアップ

やPRにつながりません。

先日、現地を見たときに、一本の柱に大黒柱泣きますねとメモが張りつけられておりました。よく柱を見ますと、下のほうは色があせておって、お客様はこれを見たら、きっとよい印象を持たないであろうと感じたものです。特に、森町に来る観光客は高齢の女性が多いと聞いており、こうした点には敏感に反応するはずです。仮に、補填・補修工事が後手になり、悪いイメージが口コミで伝われば、観光客の足は遠のき、玖珠町にとって痛手となり、空虚と化した観光施設になりかねません。多くの方は平気でおもてなしという言葉を使いますが、おもてなしというのは、ハード面、ソフト面いずれにおいてもかゆいところに手が届く、気配り、目配り、心配りであり、言うなればセンスの問題を含めたお客様への配慮です。

したがって、お客様相手の観光施設であるならば、お客様の満足を高める配慮とマイナスイメージを避けるリスク対策は当然のことであるから、補填・補修工事は開設後ではなく開設前に実施すべきと判断し、常任委員会で上程議案に賛成したものであり、修正動議に反対するものです。なお、森まちなみ情報発信施設のこれまでの事業経費を見ますと、26年度以降、初期設計から二度の設計変更が行われ、無駄と思われる金が投入されているように感じます。外部の方が入ったことで混乱を招いたとのうわさもあちこちで耳にしますが、設計が二転三転したのは、最終的には行政のマネジメント不足だったと私は考えます。この点についてしっかりと総括し、これから始まる新中学校や、久留島記念館の改修工事では、同じ轍を踏まないように、強く、強く申し添え、原案に賛成討論とさせていただきます。

○議長（秦 時雄君） 続きまして、原案及び修正案に対する反対意見の発言はありませんか。

1 番松下善法君。

〔「議長、マイクに紙が当たるから、ばさばさ。マイク、もうちょっと上げたら」と呼ぶ者あり〕

○1 番（松下善法君） 1 番松下であります。

いろんな意見が、思いがあって、賛成、反対の議論をすることがまちのためになると考えるわけですが、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について、地方創生森まちなみ情報発信施設管理運営事業に関する予算に対し修正動議が提出されました。私は、この修正動議に対し反対の立場から討論を行います。

この森まちなみ情報発信施設補修整備に当たって、平成27年度に完了したところではありますが、施工未実施であった庭園部の壁や内部の設備の手直しが必要になったとのことで、①庭園部外壁の補修、②外部空調機器等の目隠し、③建屋押入れ等の内壁の張りかえ、④照明器具の追加、⑤電話回線工事について緊急性の高い必要経費として354万1,000円の補正予算が組まれておるわけですが、

町長を初め、担当課より、建物は完成したものの、5月オープンを予定しておりましたが、現状では観光施設として、先ほど廣澤議員もおっしゃったとおり、お客様を迎えるに当たり厳しい状態であると説明がありました。建物はできたものの、既にオープンがおくれており、地元住民の方から不安の声も聞かれております。このままオープンが滞ったり、また中途半端な状態でオープンすることは

あってはならないと考えます。そして、この財源といたしまして、小幡議員からお話がありましたふるさと納税からとのことで、使い道として正しいのかというところでもあります。修正動議の中でホームページの説明がありました、玖珠町の。少しニュアンスが違う場所があったので私がちょっと説明をさせていただきます。

総務省のふるさと納税の使い道としては、自治体の裁量に任せるとのことです。玖珠町のふるさと納税の使用法として、おっしゃるとおり玖珠町のホームページにも掲載されておりまして、このようにありました。皆様からいただきました貴重な御寄附は、次の事業に活用させていただきます。①ふるさとを担う人材の育成・確保、②ふるさとの原風景の維持、③安心して暮らせるふるさとづくり、ここまでは小幡議員がおっしゃったとおりでございます。そして、この後に④そのほか指定なしというところで、（玖珠町長が必要に応じて決定）というふうに書かれております。そういうふうでありまして、今回の補正予算に使われるに当たり問題はないと考えます。

しかしながら、やはり税金でありますので、それを使うと考えられた町長の責任は大変重いと考えます。そして、森地区街並み環境整備事業について、平成15年から13年かけて地域住民の御協力のもと、国の補助金や交付税算入のある優良起債等を利用し、多額の予算をかけて実施してきた事業であります。一昔前のように、いいかげんなお金の使い方はできない時代でありますし、町長を初め、担当課の方々も試行錯誤されて提案されたことと思います。

今後も、また補正が出るかもしれませんが、きちんと住民に対する同意形成を図って、説明を行っていただいて、公平な目線で計画性を持った事業を行っていただきますようお願いいたします。修正動議に反対の討論といたします。

○議長（秦 時雄君） 議案第76号の賛成、反対の意見もそれぞれ議員さんから出尽くされたのではないかと思いますけれども、討論を打ち切りたいと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なし。

これで、議案第76号に対する討論を終わります。

議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 次に、請願第1号に対する反対意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 以上で討論を終わります。

日程第8 採決

○議長（秦 時雄君） 日程第8、これより採決を行います。

最初に、議案第74号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。採決の内容に注意をしてください。

まず、原案に対して、小幡幸範君、松本真由美君から提出をされた修正案について採決を行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（秦 時雄君） 起立少数です。

よって、議案第76号についての修正案は否決することに決しました。

次に、原案について採決をします。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委

員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業(仮称)玖珠町立博物館改修工事の請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、請願第1号は、採択することに決しました。

日程第9 中学校統合特別委員会の廃止について

○議長(秦 時雄君) 日程第9、中学校統合特別委員会の廃止について議題といたします。

お諮りします。

中学校統合特別委員会の委員長報告にありましたように、中学校統合特別委員会に付託した事件について、審査が終了いたしましたので廃止したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、中学校統合特別委員会は廃止することに決定いたしました。

日程第10 特別委員会の設置について

○議長（秦 時雄君） 日程第10、特別委員会の設置について議題といたします。

議会改革特別委員会において、当面する課題、諸問題について調査研究するため、9名で構成する議会改革特別委員会を設置したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会については、9名で構成する特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任のために、暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

△

午前11時40分 再開

○議長（秦 時雄君） 再開します。

日程第11 特別委員会の委員の選任について

○議長（秦 時雄君） 日程第11、特別委員会の委員の選任について議題といたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議会改革特別委員会の委員に1番松下善法君、2番大野元秀君、3番小幡幸範君、6番中川英則君、7番廣澤俊幸君、8番宿利忠明君、9番石井龍文君、10番河野博文君、11番高田修治君の9名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を、議会改革特別委員会の委員に選任することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を、議会改革特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

ここで暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

△

午前11時42分 再開

○議長（秦 時雄君）再開します。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員長に8番宿利忠明君、副委員長に10番河野博文君が互選されました。

よって、委員会において互選されましたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

日程第12 議員派遣について

○議長（秦 時雄君）日程第12、議員派遣について議題といたします。

今定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣について異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君）異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の付託について

○議長（秦 時雄君）日程第13、委員会の閉会中の継続審査の付託について議題とします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君）異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君）異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会」及び「基地対策特別委員会」並びに「議会改革特別委員会」の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

日程第14 議員発議

・意見書（案）について

○議長（秦 時雄君） 日程第14、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第1号が提出されています。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

提出者、9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君）

発議第1号

平成28年6月24日

玖珠町議会

議長 秦 時 雄 殿

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 石 井 龍 文 |
| 賛成者 | 々 | 大 野 元 秀 |
| 々 | 々 | 松 下 善 法 |
| 々 | 々 | 中 川 英 則 |
| 々 | 々 | 廣 澤 俊 幸 |
| 々 | 々 | 宿 利 忠 明 |
| 々 | 々 | 河 野 博 文 |

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度
2分の1復元および制度の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充を求め
る意見書（案）

子どもたちの健全育成と学校教育の充実のために、日々御努力されていることに深く敬意を表しま
す。

さて、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数
が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう「障害」のある子どもたちへの合理的
配慮の提供、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校等への対応など、学校をとりま
く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、現行学習指導要
領のもとにおいては、授業時数や指導内容が増加しています。これらの解決にむけては、少人数教育

の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきであるといえます。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。教育の機会均等の観点から見ても、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論をふまえつつも、教育論の観点から、次の事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月24日

大分県玖珠町議会

議長 秦 時 雄

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

内閣官房長官 菅 義 偉 殿

文部科学大臣 馳 浩 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿

以上です。

○議 長（秦 時雄君） ただいま、提出者から説明がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

別に、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、本意見書(案)は可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長(朝倉浩平君) 平成28年第2回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

最初に、諸般の報告をさせていただきます。

まず、災害関連の御報告を申し上げます。

今月22日、大雨・洪水警報が発令され、土砂災害警戒情報が出される中、深夜から明け方にかけて大雨の予想を受け、町内5カ所に避難所を開設、職員を配置いたしました。合計で8名の方が自主避難されました。今後も、状況に応じ速やかに対応してまいります。

4月16日本震以降、熊本県を中心に余震が依然として続いておりますが、今回の熊本地震では、多くの方々から義援金をいただいております。6月23日時点の集計で20万7,927円となっており、日本赤十字を通じて被災者にお届けする予定でございます。また、玖珠町大隈で長年にわたり操業しておりましたフォスター電機株式会社様から、玖珠町との御縁を大切にいただき、玖珠町に対しお見舞いとして寄附金300万円をいただきました。先日、上京の折、お礼を申し上げたところでございます。今後、有意義に使わせていただきたいと思いますと思っております。

そのほかにも、玖珠町に対し、多くの皆様から暖かい義援金をいただきました。この場をおかりして、改めて心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、国への要望・要請活動について御報告申し上げます。

今月8日、沖縄県道104号越え155ミリ榴弾砲実弾射撃訓練の、本土5カ所の演習場への分散・移転訓練実施に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金S A C O関係特別交付金に係る予算措置について、

平成29年度概算予算要求に向け、平成9年度訓練受け入れ時と同様の予算を基準として措置するよう、関係15市町村から成る連絡協議会で、防衛大臣に対し強く要望を行ってまいりました。

また、翌9日には、防衛省において防衛大臣に対し、県内の演習場並びに基地が存在する9市町村で構成する大分県基地周辺整備対策協会と日出生台演習場周辺施設整備期成会との合同で、防衛施設周辺整備事業の早期採択と、在沖縄米軍の移転訓練に伴う早期の情報公開・安全対策措置並びに地域振興等の早期実現について要望書を提出し、要請活動を行ってまいりました。

次に、SL関連、福岡県志免町との交流について御報告申し上げます。

一昨年、志免町から蒸気機関車を譲り受け、昨年6月10日に豊後森機関庫公園に静態保存されて以降、志免町の文化祭に参加し、ジャンボこいのぼりくぐり抜けを実施するなど、志免町との交流を進めてまいりました。

12日日曜日には、SL移設1周年記念イベントが行われ、九州・中国地方各地からミニSL8両が集合、運行を行ったほか、国鉄OBによるSL説明会、ふるさとガイドによる機関庫説明会なども実施され、あいにくの悪天候にもかかわらず多くの御来場をいただきました。

14日から15日にかけては、志免町の御協力をいただきまして、志免町の町民の皆様に対し、玖珠町・志免町交流体験ツアーを企画したところ、22名の方に玖珠町を訪れていただきました。参加者の皆様には、三日月の瀧公園に宿泊し、農産物の収穫体験、地元の清酒を使ったきき酒会、交流会などを行い、また伐株山や機関庫公園のSLなどを訪れていただき、親睦を深めたところでございます。この秋には、玖珠町の魅力を発信できる新しい体験メニューも企画しており、今後も四季を通じて、志免町の皆さんとの交流を進めてまいりたいと考えております。

最後に、参議院議員選挙について御報告申し上げます。

22日、参議院議員選挙が公示され、7月10日、投票日を迎えます。今回の選挙では、公職選挙法の改正により、18歳、19歳の方たちも新たに選挙権を持つことになり、玖珠町における6月21日の選挙時登録では、18歳、19歳の新有権者は356名となっております。

今定例会は、去る3日から、今日までの22日間にわたって開催され、専決処分案件12件、条例の一部改正案件2件、指定管理者の指定案件1件、補正予算案件2件、請負契約の締結案件1件、報告案件1件の合計19議案を上程させていただきました。

議員各位には、それぞれの議案について慎重な御審議をいただき、いずれの案件も承認していただいたことに対しお礼申し上げます。ありがとうございます。

来る7月1日は、玖珠町環境保全の日でございます。本年も、7月3日日曜日には、玖珠川河川敷の草刈り清掃を計画しております。また、町内の各所でも清掃活動が行われると聞き及んでおります。議員の皆様におかれましても、暑い中での作業になるかとは思いますが、多数御参加いただければと存じております。

季節は梅雨の真ただ中で、7月に入ると、梅雨末期の集中豪雨が心配されます。平成24年7月、北部九州豪雨の記憶に新しいところで、災害に対する対策をしっかりと立て、迅速な対応を心がけ、

防災を基本に被害を最小限にとどめるよう努めてまいりたいと考えております。

7月中旬以降になると、梅雨も明け本格的な暑さの時期を迎えます。最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、引き続き町政発展のため、お力添えをいただくようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（秦 時雄君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第2回定例会は、去る6月3日開会以来、本日まで22日間にわたり、議員各位はもとより執行部におかれましても、終始極めて真剣な審議をいただきましたことを感謝申し上げます。

執行部におかれましては、今定例会の中で出されました質疑・意見・要望に耳を傾け、真摯に受けとめられ、執行に反映されますよう要望いたします。

さて、梅雨の季節に入り、熊本・大分両県に多大な被害をもたらした震災が土砂災害や洪水などの二次的被害が発生しないことを祈るところであります。玖珠町においても崩落や地盤の亀裂などが発生し、二次的災害の発生が心配されるところです。

気温の変化が著しくなる季節ではありますが、執行部はもとより議員各位には、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において活躍されますことを御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成28年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月24日

玖珠町議会議長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 忠 明